

元少年に死刑判決



電子速報版

2008年4月22日(火)発行

発行所

山形新聞社

山形市旅籠町二丁目五番

電話 代表023(622)5271

Copyright (c) 2008
Yamagata Shimbun

山形新聞ホームページ

web <http://yamagata-np.jp>

携帯 <http://yamagata-np.jp/k/>

購読申し込み(9~17時)

0120-81-8040

詳しくは山形新聞を
ご覧ください。

光市母子殺害

18歳、回避理由ない

広島高裁差し戻し控訴審

山口県光市で一九九九年、会社員本村洋さん(32)の妻子が殺害された事件で、殺人や強姦(ごうかん)致死などの罪に問われた元少年(27)の差し戻し控訴審で、広島高裁は二十二日、一審の求刑通り死刑の判決を言い渡した。

犯行時十八歳一カ月の被告に死刑を適用するかが焦点だったが、檜崎康英裁判長は二人への殺意を認めたと上で「死刑を回避すべき理由にはならない」と指摘した。

檜崎裁判長は主文を後回しにし、理由を朗読。

殺意を否定した差し戻し審での元少年の新供述について「事実と違うのなら、起訴後六年半にわたり黙っていたのは不自然で不合理だ」と指摘。その上で「甘えたいと抱きついた。想定外の反撃に無我夢中で首を押さ

えた」「泣きやんでほしい一心でひもで緩くしばった」とする妻子殺害の弁護側の主張について「変遷があり、信用できない。死体所見とも整合しない」などとして退けた。乱暴目的でアパートの部屋を訪問して回っていたことも認定した。

さらに、殺害まで計画していなかったことや、犯行時の年齢について検討し、いずれも死刑回避の理由にはならないと結論付けた。二〇〇六年六月の最高裁判決に沿った形。



光市母子殺害事件の差し戻し控訴審判決で、広島高裁に入る被告の元少年を乗せたとみられる車両 = 22日午前9時51分

一審山口地裁は、殺害まで計画していなかったことや年齢を考慮して無期懲役とし、広島高裁も支持。最高裁はこれらは死刑回避の十分な理由ではないとして、特に酌量すべき事情がさらにあるか審理を尽くすよう求めた。